



滋賀県企業庁文書管理規程(昭和51年滋賀県企業庁規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

第5条の4中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県企業庁規程第4号

滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

第82条の4第2項中「年10.75パーセントの」を「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(昭和25年滋賀県条例第44号)第4条第1項に規定する」に改める。

別表第2第1項の表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。